

「NPO協働推進アクションプラン改定版」の概要について

1 プラン改定の趣旨

現在、NPO・行政をはじめ、地域の様々な主体が対等の立場に立って、多様な価値観を尊重し合いながら「協働」を進め、相乗効果を発揮していくことにより、地域の魅力を高める、自立した住民自治社会を実現していくことが重要になっている。

このため、京都府では、平成16年に策定した「NPO協働推進アクションプラン」等に基づき、これまで、“創設期”のNPO活動をサポートするとともに、「協働」の理念や手法を根付かせることに重点を置き、NPOのマネジメント力の向上、協働の気運醸成やルールづくり、活動・交流拠点の整備等の施策を実施してきた。その結果、NPO数の増加やNPOに対する社会的認知度の向上、協働事業の拡大等、一定の成果がみられるところである。

また、平成19年度からは、府の最重点施策として、地域に暮らす府民の方々の主体的な活動を支援する「地域力再生プロジェクト」をスタートしている。

これらの取組の成果を踏まえるとともに、特定非営利活動促進法（NPO法）施行10年という節目の年を迎え、NPOが“創設期”から“成長期”という次のステージに移行している中で、行政のみが公共を担うという考え方から脱却し、NPO・行政をはじめ多様な主体が適切な役割分担・協働のもとに公共を創り担える社会を実現するための施策が必要となっている。

このため、「収益を目的としない公益的な活動に対する支援ファンド」の設立など「新しい公共」の担い手に地域資源が循環する仕組みづくりや、多様な主体が協働するための場（＝「プラットフォーム」）づくり、コーディネート機能の強化など、真の住民自治社会を実現するために必要な環境整備に重点を置いて、プランを改定するものです。

※「新しい公共」…行政のみでなく、住民やNPO、企業など地域の様々な主体が協働で公共を創り担うという概念

※「プラットフォーム」…外に開かれた出入り自由のネットワーク。地域活動にかかわる多様な主体が参加し、知恵やネットワークを提供しあい、新しい政策や施策を企画し、実践する公共の場

2 現状と課題等

（1）京都府におけるNPOの状況

- ▷ 京都府認証の特定非営利活動法人（NPO法人）数は平成20年10月末現在、873法人。人口当たり全国4位と活発な活動を展開中。一方で、解散する法人等も増加している。

＜京都府認証のNPO法人の認証・解散・取消数の推移＞

年度	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	計
認証数	0	43	57	81	110	123	140	142	117	902
解散数	0	0	0	1	0	4	8	5	9	45
取消数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2

※認証数には、認証後、解散・認証取消となったり、所轄庁を変更した法人も含む。

- ▷ NPO法人以外にも、任意団体等として公益的活動を行っている団体も多数存在。

（2）現状と課題

① 多様なNPOの活動や成果が府民に十分に見えていない。

- ▷ NPOへの社会的認知度は高まってきているが、府民ニーズにきめ細かく対応しているNPOの多様な活動や成果はまだ府民に十分に見えていない状況。NPOが自分たちの活動を可視化できる環境を整備することで、誰でも自発的に楽しく活動した結果が公益につながるのだということを社会に伝え、府民の自発的な公益活動の広がりにつなげていくことが重要。
- ▷ NPOについては、「法人格を持つNPO法人のみをいう」「非営利なので無償でサービスを提供しないとイケない」「行政のお墨付きをもらった団体である」といった誤解もみられる。

② NPO等「新しい公共」を担う活動基盤は脆弱

- ▷ NPO等の活動基盤（資金・活動場所・人材・情報等）は脆弱な場合が多く、自立的・継続的活動を困難にする大きな要因となっている。
- ▷ 特に、年間支出額50万円未満という小規模なNPO法人が全体の3分の1を占めるなど、活動資金不足が最大の課題。

③ 「新しい公共」を担う仕組みが不足

- ▷ 「新しい公共」を担う様々な主体が成長・発展してきているが、「行政のみでなく、多様な主体が公共を担う」という認識をさらに普及し、公益的な活動の広がりにつなげていくことが必要。
- ▷ また、役割分担や協働のあり方についてともに考える場づくりや、「新しい公共」の担い手が責任を持って公共を担うための情報の提供、権限・財源の付与等がまだ不十分。

④ 各地域での取組には差があり、協働のコーディネート・サポート機能も不十分

- ▷ NPO活動や地域活動の取組状況には地域によって差がみられる。
- ▷ 地域でのコーディネート機能、活動のサポート機能を担う中間支援センター・中間支援団体は地域的に偏在しており、絶対数も少ない状況にある。
- ▷ 地域とNPOとの連携は進んできているが、まだ不十分。

⑤ 行政システムや行政職員の意識にはさらなる改革が必要

- ▷ 多様な主体の協働による地域経営モデルを創出するため、NPO協働の取組と地域力再生の取組を一体的に推進していく体制の整備が必要。
- ▷ 協働事業数は増加しているが、協働事業を実施する際に、NPOが安価な下請けと考えられているなど、行政職員の一層の意識改革の必要性が明らかになっている。また、「行政職員も地域社会の一員である」という認識の向上や、協働をコーディネートできる職員の育成が必要。
- ▷ 政策形成過程など行政システム自体も協働型へ変革していくことが必要。

3 重点施策

(1) NPO活動を可視化するための環境整備を行い、NPOの多様な活動やその成果を府民に伝えることで、府民の自発的な公益活動の広がりにつなげます。

- ▶ NPO活動に対する共感や支持、信頼を広げ、府民の自発的な公益活動を促進するため、小規模な団体も含めて、NPOが自分たちの活動について積極的に府民に伝えられるよう支援します。
- ▶ 府民がNPO活動を客観的に評価できる仕組みを、NPO自身の自助努力も含めてつくっていきます。

主な取組	<ul style="list-style-type: none">・ NPO自らが詳細な活動内容や組織情報を伝えることで、NPO活動が府民に正しく見え、NPOの信頼性を獲得できる仕組みの創設支援・ NPOを講師とする講座や、NPO活動の見学・体験機会の提供・ 認証取消や改善命令等を行ったNPO法人の情報をホームページで公開・ 「京都府NPO協働ポータルサイト」での情報提供の充実
------	--

(2) 「新しい公共」を担う団体や人による適切な役割分担・協働を進めるとともに、これらの担い手が責任を持って公共を担えるよう、支援ファンドの設立等を行います。

- ▶ 「新しい公共」の担い手が責任を持って公共を担える環境を整備するため、「収益を目的としない公益的な活動に対する支援ファンド」を設立します。
- ▶ 「新しい公共」について、社会全体の意識を醸成する取組を進め、その担い手による公益的な活動の広がり、適切な役割分担・協働を促進します。
- ▶ NPO等からの協働事業提案制度を創設し、提案のあった事業について、多様な主体が協働する「プラットフォーム」の中で企画・実践していきます。

- ▶ また、事業の実施にあたっては、多様な主体がパートナーシップを組んで地域力向上を目指すためにそれぞれの責務や協働のルール等を定めた「コンパクト」に基づき行うとともに、ファンドによる支援を行うなど、「新しい公共」の担い手が責任を持って公共を担える仕組みをつくりま

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「収益を目的としない公益的な活動に対する支援ファンド」 の設立 ・ NPOからの協働事業提案制度の創設 ・ 多様な主体が地域づくりを実行する場としての「プラットフォーム」づくりの推進 ・ 協働に関する「コンパクト（包括協定・事業協定等）」の締結や、NPOが安価な下請けとならず、特性が発揮できる委託のルール（適正な委託経費の積算基準等）づくり ・ 行政が担うべき公共サービスの範囲の見直しや、NPOが指定管理者の指定や業務委託を受けるために必要な環境整備など、NPOの活動領域の拡大の促進
------	--

（３）協働による地域課題解決に向けて、協働のコーディネート機能、NPO活動や地域活動へのサポート機能を強化します。

- ▶ 各地域で地域課題等に応じた活動が展開されるよう、活動を牽引する人材の育成や、府民がそれぞれの立場や状況に応じてNPO活動等へ参加するきっかけとなる取組を進めます。
- ▶ 協働コーディネート機能の充実に向けて、コーディネート能力のある外部人材の配置や、活動をコーディネート・サポートする中間支援センター・団体の充実・育成を進めます。
- ▶ 地域での取組にあたっては、市町村優先の原則、補完性の原理を踏まえて、市町村をサポートします。特に、過疎化・高齢化等により地域経営が厳しい地域等については、地域特有の課題に対応できるよう、市町村を補完する立場から取組を進めます。
- ▶ 各地域において、協働をコーディネートできる職員を配置し、協働コーディネーターとチームを組んで地域課題解決に向けた取組を推進するなどの体制をつくりま

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における協働のコーディネートやNPO活動のサポート等を行うパートナーシップセンターの設置と機能の充実 ・ 各地域における協働コーディネーター（外部人材）や地域担当職員の育成・配置等、地域で協働を進めていくための体制の整備 ・ 市町村、中間支援センター・中間支援NPOとの連携強化
------	--

（４）協働の時代にふさわしい行政システムの実現、行政職員の育成に向けた取組を進めます。

- ▶ 多様な主体の協働による地域経営モデルの創出を図るため、新たな組織（NPOとの協働を推進する部門と地域力の再生を推進する部門の一体化）を設置します。
- ▶ 多様な主体が協働で地域課題解決に取り組む「プラットフォーム」の中で政策を生み出し、それを実現する仕組みをつくるなど、行政システムそのものを協働型に見直していきます。
- ▶ すべての職員が「公共は行政だけでなく多様な主体との協働の上に成り立つ」ことを認識するよう啓発するとともに、対話力、情報収集力、コーディネート力を持つ職員を育成します。
- ▶ 職員自らも地域社会の一員であるということ認識し、地域活動に参画するための環境を整備するとともに、NPO活動や地域活動に積極的に取り組む職員の力が組織内でもいかされるような人材育成・評価の仕組みをつくりま

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい公共」形成を推進する組織の設置 ・ 協働の「プラットフォーム」の中で生み出す政策を実現できる仕組みづくり ・ 府庁NPOパートナーシップセンターでの協働事業を通じた人材育成等の推進 ・ 行政職員がNPO活動など地域活動に参画するための環境整備 ・ 「新しい公共」についての理解と、対話力や情報収集力、コーディネート力をもつにつれた職員の育成 ・ NPOとの人事交流（長期・短期）の実施
------	---

■ 参 考

1 検討委員会による検討経過

委員会	開催日	内 容
第1回	6月11日	現状と課題の整理
第2回	7月31日	今後必要な施策等の検討
第3回	8月25日	中間案のとりまとめ
第4回	10月30日	最終案のとりまとめ

2 検討委員会メンバー

〔参 与〕	新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科長
	宗田 好史	京都府立大学人間環境学部准教授
	深尾 昌峰	(特)きょうとNPOセンター常務理事・事務局長
〔委 員〕	浅野 令子	(財)淡海文化振興財団常務理事兼淡海ネットワークセンター事務局長
	谷口 知弘	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
	畑 正高	(株)松栄堂代表取締役社長
	藤田 晶子	リビング京都編集長
	宮部 弘正	(特)権利擁護センター相楽理事長
〔府委員〕	平井 裕子	広報課参事
	加納 伸晃	NPO協働推進課長